

# 福津市運送事業者等支援金

原油価格高騰の影響を受けている福津市内で運送事業等を営む中小企業者に対し、事業継続を応援するため、対象車両の台数に応じて支援金を給付します。

## 給付対象

福津市内に本社または営業所を有し、次に掲げるいずれかの対象事業を営む中小企業者が、運輸局等に登録・届出をしている事業用車両 【令和4年10月1日時点】

対象事業	対象車両(リース含む)
①トラック運送事業(貨物自動車運送事業)	事業用車両
②貸切バス事業(一般貸切旅客自動車運送事業)	
③タクシー・介護タクシー事業(一般乗用旅客自動車運送事業)	(緑・黒ナンバーのみ)
④自動車運転代行業	登録車両(随伴用車両)

## 支援額

※支給は1事業者につき1回のみです。

事業用車両として登録している車両1台につき **2万円**(上限:30万円)

## 申請期間

令和4年10月1日(土)～令和4年12月28日(水) **当日消印有効**

## 申請方法

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、「**郵送**」での申請にご協力をお願いします。  
窓口で申請希望の場合は、事前に電話での「予約」をお願いします。

(郵送先)

〒811-3293 福津市中央1丁目1番1号

福津市役所地域振興課「運送事業者等支援金」担当 宛

(事前予約・問い合わせ)

福津市役所地域振興課 0940-62-5013

【受付時間 9:00～12:00、13:00～17:00(土日祝日除く)】

申請に必要な書類(必須)

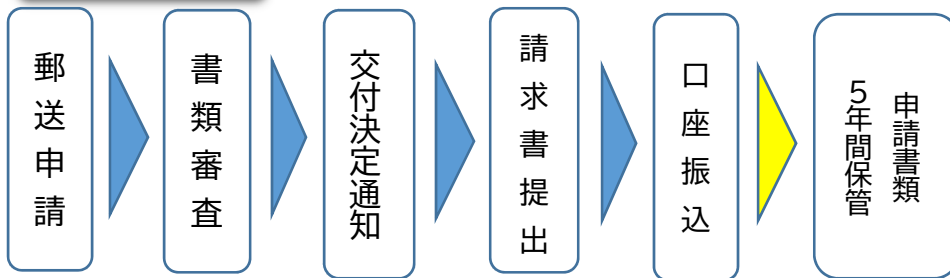
※申請の前に下記提出書類が揃っているか必ず確認してください。

		①トラック 運送事業	②貸切 バス事業	③タクシー・ 介護タクシー事業	④自動車 運転代行業
1	申請書(様式第1号)	○	○	○	○
2	誓約書(様式第2号)	○	○	○	○
3	対象車両一覧(様式第3号)	○	○	○	○
4	運輸局からの許可書又は更新許可書等のいずれかの写し(貨物軽自動車運送業は事業経営届出書等の写し)	○	○	○	
5	公安委員会からの認定書の写し				○
6	対象車両全てに係る車検証の写し	○	○	○	○
7	対象車両全ての写真(車両本体、ナンバープレート、車体に掲示する認定番号が全て写っているもの)				○
8	(法人)履歴事項全部証明書の写し (個人)直近の確定申告書の写し	○	○	○	○

※確定申告書は、税務署受付印または電子申告受信通知のあるもの

※申請書などの指定様式は、市のホームページからダウンロードすることができます。

申請の流れ



市ホームページ



その他 Q&A も掲載しています。

※交付決定通知送付の際に請求書を同封します。

福津市運送事業者等支援金についての Q&A

Q1: 個人事業主で、住民票上の住所は福津市外ですが、事業所は市内にある場合は対象になりますか？

A1: 事業所の所在地で判断するため、対象となります。

Q2: 個人事業主で、住民票上の住所は市内ですが、事業所は福津市外にある場合は対象になりますか？

A2: 本支援金は、対象の要件として、「福津市内に本社、支社、営業所等を有する運送事業者等」としていることから、本支援金の対象にはなりません。

Q3: なぜ緑色のナンバーと黒色のナンバーが対象となるのですか？

A3: 事業用の車両を対象としており、緑色もしくは黒色のナンバープレートの装着が義務付けられているためです。ただし、運転代行における随伴用車両については、装着が義務付けられていないため、車検証の写しと車両の写真(車両本体、ナンバープレート、車体に掲示する認定番号が全て写っているもの)で対象車両かの確認をします。

問い合わせ

福津市地域振興課 商工振興係 TEL:0940-62-5013